

新婚世帯を応援します！！

(横瀬町新婚世帯家賃補助金交付制度)

若年層の居住促進と少子化の緩和を目的として、町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に家賃の一部を補助する制度を開始しました。

補助の内容は・・・

補助額は実質家賃額の2分の1の額とし、最高1万円が限度です。

補助期間は申請の翌月から12ヶ月間です。

補助金の支払は毎年9月と3月に支払います。

申請できる世帯は・・・

婚姻の届出後2年未満で、かつ申請日の属する年度の末日において夫婦いずれもが40歳未満の世帯です。

横瀬町に同一世帯として、補助を受けようとする住宅の住所地を住民登録している世帯です。

公的住宅、社宅等事業主から貸与している住宅、親族が所有し、かつ居住している住宅等に居住する世帯は除きます。

夫婦いずれもが自己の住宅の用に供することができる住宅を所有していない世帯です。

申請は・・・

婚姻若しくは転居又は転入の届出の日以後、3ヶ月以内に申請して下さい。ただし平成18年4月1日に上記の条件の要件を満たし、平成17年4月1日以降転居、転入した世帯は平成18年7月1日まで申請することができます。

その他申請、補助額等について規定がありますので、詳しくは担当までお問い合わせ下さい。

問い合わせ

総務課 総務グループ

TEL 0494-25-0111